

地域防災計画の見直しに係る事項

避難活動体制の整備（避難場所基準の修正）

- ・ 標高（海拔）が20m以上あり、避難者数に応じた避難スペースがある場所
- ・ 標高（海拔）が15m以上あり、さらに5m以上の高台・建物等への避難可能な場所
- ・ 標高（海拔）＋地上高が20m以上であり、5階建以上（4階建は屋上避難）の鉄筋コンクリートの施設

避難勧告・指示・避難誘導（記述の追加）

- ・ 避難方法・誘導等は須崎市津波避難計画に基づく、避難経路・要援護者避難目標地点・緊急避難場所の記述を追加

災害弱者対策の推進計画（記述の追加）

- ・ 避難訓練に基づく避難方法・誘導等の課題・方策の記述を追加
- ・ 車両避難、福祉避難所の検討する旨の記述を追加

須崎市津波避難計画の見直しに係る事項

地区別津波避難計画の策定

- ・ 地区別津波避難計画に基づく須崎市津波避難計画（案）を地域防災連絡協議会及び災害援助者連絡協議会に諮り、地域の意向を踏まえて随時修正を図ることとする。

須崎市津波避難計画の修正

- ・ 本検討会でまとめられた地域別津波避難計画をもとに、須崎市防災会議終了後、見直しを行うこととする。
- ・ 地域防災・災害支援者両連絡協議会で修正された項目及び今後の検討会で整理された課題等を随時見直し、実効性のある津波避難計画とする。